特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第８号
滋賀県守山市荒見町132番地の１
清算株式会社　フィリア株式会社
代表清算人　磯田　光男
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成28年12月８日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないもの、かつ、劣後特約付債権を除いたものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　本協定認可決定確定後１か月以内に、金13,372,000円を一般債権者に対し以下の通り弁済する。
滋賀銀行　金7,448,183円
滋賀県信用保証協会　金5,923,817円
⑵　一般債権については、弁済時に一般債権の債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
３　関連会社債権の免除
⑴　関連会社債権とは、協定債権のうち中西喜代子、中西由子、中西壮一郎が有するものをいう。
⑵　関連会社債権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
４　劣後特約付債権の免除
⑴　劣後特約付債権とは、協定債権者のうち滋賀銀行が有する平成24年３月30日付劣後特約付金銭準消費貸借契約に基づく残元金200,000,000円及び損害金89,369,863円の合計289,369,863円をいう。
⑵　劣後特約付債権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
大津地方裁判所民事部

監督命令

平成２９年（再）第２号
埼玉県川口市東本郷１丁目２番21号
再生債務者　有限会社西村土木
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　さいたま市大宮区仲町２丁目24番地２　金杉仲町ビル５階　吉澤総合法律事務所　弁護士　吉澤　俊一
平成29年５月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第８号
大阪市淀川区田川３丁目７番２号
再生債務者　ホンマ・マシナリー株式会社
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後０時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成29年８月２日から平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２７年（再）第６号
岐阜市六条片田１丁目３番１号
再生債務者　塩谷建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成29年５月18日　岐阜地方裁判所民事部
平成２７年（再）第２号
福岡市中央区警固２丁目11番６号宇田ビル206号
再生債務者　株式会社ケイビィシィソリューション
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成29年５月18日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１３号
北海道小樽市稲穂４丁目４番155号　ウイングウォール506
再生債務者　武田　兼司
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月７日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月21日から平成29年６月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２９年（再イ）第６４号
埼玉県上尾市大字領家1055番地11
再生債務者　水木　幸一
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月９日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月23日から平成29年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２９年（再イ）第２６号
相模原市中央区田名7361番地１
再生債務者　篠崎　充隆
１　決定年月日時　平成29年５月19日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月９日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月23日から平成29年６月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２９年（再イ）第１０４号
名古屋市昭和区折戸町２丁目29番地　メゾン・ド・コリーヌ107号
再生債務者　澤田　大樹
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月９日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月16日から平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（再イ）第１０９号
愛知県津島市西愛宕町２丁目24番地３　プリメーラ西愛宕２Ａ号
再生債務者　Ｊｅｗｅｌｒｙ＆Ｔｉａｒａこと　菱田由香理
１　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月９日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月16日から平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（再イ）第９６号
札幌市豊平区美園４条７丁目１番15―703号
再生債務者　秦　　美樹
１　決定年月日時　平成29年５月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月26日から平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（再イ）第９８号
札幌市手稲区星置１条５丁目５番15号
再生債務者　土上　欽也
１　決定年月日時　平成29年５月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月26日から平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（再イ）第１１３号
北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ710番地70
再生債務者　湯浅　俊幸
１　決定年月日時　平成29年５月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月26日から平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部